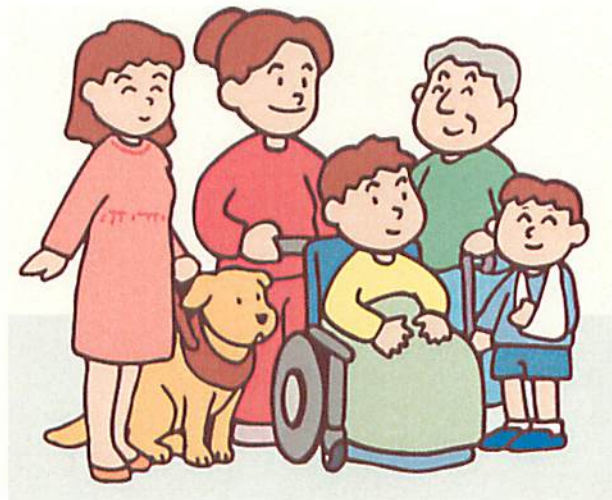


# 朝霞市地域福祉活動計画

平成20年度～22年度

「高めよう“ご近所力” 社協は応援します」



朝霞市社会福祉協議会

平成20年3月

## はじめに

社会福祉を取り巻く環境は、近年、少子・高齢化の進行や、様々なライフスタイルの変化などにより、住民の抱える生活課題も多様化してきております。こうした課題の予防や解決は、従来の家族や行政、社会福祉関係機関だけでは困難になってきています。

このような中で、今日、社会福祉法において地域福祉の推進を図る団体として明確に位置付けられた社会福祉協議会の果たすべき役割は、ますます大きなものとなってきております。このため、朝霞市社会福祉協議会では、住民自らが考え、地域で活動する社会福祉関係者や様々な団体や組織等との協働により、地域の課題解決に取り組むことによって、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指し、本計画を策定いたしました。

平成20年度からの3か年、朝霞市社会福祉協議会は、この計画に基づき地域福祉活動を進めてまいります。地域福祉の一層の充実を目指し、幅広く市民・団体等の方々と手を携えながら取り組みを進めてまいりたいと考えています。

つきましては、市民の皆さま、関係機関・団体の皆さまには、今後もより一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました朝霞市地域福祉活動計画推進委員会の委員をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、関係機関・団体の方々に、心より御礼申し上げます。

平成20年3月

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会  
会 長 金 子 好 隆

# 目 次

I. 地域福祉活動計画の概要.....	1
1. 社会福祉協議会について.....	1
2. 地域福祉とは（市計画より）.....	1
3. 計画策定の背景と市計画との関係.....	2
4. 計画の期間.....	3
5. 策定体制.....	3
II. 計画の目標と基本方針.....	6
1. 計画の目標.....	6
2. 基本方針.....	7
3. 重点プラン.....	8
III. 施策の展開.....	19
1. 応援します！ 助け合い、支えあう環境づくり.....	19
2. 応援します！ 身近な場所で集い、交流する機会づくり.....	32
3. 応援します！ 安心して相談、サービスが受けられる環境づくり.....	36
4. 応援します！ 必要な情報の入手と福祉理解の促進.....	43
IV. 推進体制.....	47
参考資料.....	48

# I. 地域福祉活動計画の概要

## 1. 社会福祉協議会について

朝霞市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）は、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進を目的に設置された社会福祉法人です。

市内の社会福祉事業経営者や、社会福祉活動を行う人などを代表者として組織運営しており、地域住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら様々な活動を行っています。

社協では、「福祉意識の啓発」「福祉情報の発信」「相談、権利擁護の推進」「ボランティアの育成・活動支援」「団体活動等の支援」「地域での交流活動、生きがい支援」「地域ネットワーク・見守り活動」「福祉サービスの提供」など地域に根ざした活動を行っています。

## 2. 地域福祉とは（市計画より）

漢和辞典によれば「福祉」という文字にはどちらにも「しあわせ」という意味があるそうです。福祉サービスは、言い換えれば「みんなのしあわせのためのサービス」ですが、私たちの生活の仕方や社会・経済情勢の変化に伴って、求められる「福祉＝しあわせ」の形も多様になりつつあります。

一昔前までは、福祉といえば行政サービスが中心でした。しかし公平性・均一性を確保しなければならない行政サービスでは、どうしても型どおりのサービスになりがちです。一人ひとりがしあわせに暮らしていくためには、行政サービスだけでなく、市民同士の支えあいや民間事業者によるサービスなどのさまざまな選択肢が必要であり、それらが一体となった暮らしやすい地域づくりを進めよう、というのが地域福祉の考え方です。

つまり地域福祉とは、一人ひとりの市民を中心に、障害の有無や年齢に関わらず、その人らしい生活が送れるよう、行政や事業者、地域の住民が協力してつくりあげていく、暮らしやすい地域づくりへの取り組みをいいます。

### 3. 計画策定の背景と市計画との関係

#### ●計画策定の背景

都市化が進展し、市民の暮らし方や考え方が多様化するなかで、近所づきあいをはじめとした地域の「つながり」や、家族の「きずな」が希薄化する傾向にあります。家庭力、地域力の低下とともに、孤独死や虐待、子どもを狙った犯罪などの社会問題は複雑化しており、さらに、少子・高齢化の進展に伴い、福祉需要も増大・多様化しています。

そのため、このような問題に地域が一体となって取り組み、住みやすい地域社会を共につくりあげていく「地域福祉」の考え方が大変重要となっています。

#### ●市の地域福祉計画

国では、平成 12 年に社会福祉法を施行し、このなかで「地域福祉の推進」（同法第 4 条）を位置づけました。この法律により、地方自治体に地域福祉計画の策定が義務付けられ、朝霞市では市の特性を踏まえた「朝霞市地域福祉計画」を平成 18 年 3 月に策定しました。

#### ●社協の地域福祉活動計画

社会福祉法の中で、社会福祉協議会は『地域福祉の推進を目的とする団体』と明確に位置づけられています。地域福祉活動計画は、地域福祉推進の中核となる社協が、幅広い住民や関係団体などとの協働によりすすめる計画です。

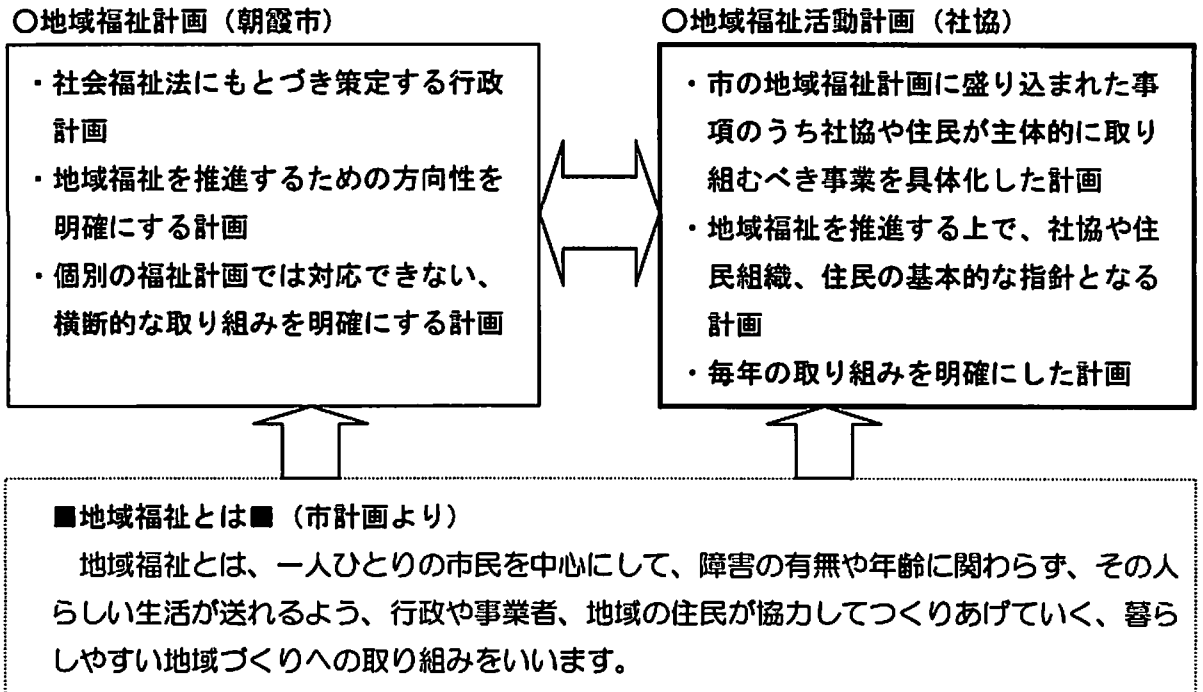
#### <参考> 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにまとめた取り決めである。

資料：全国社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定指針概要より抜粋

### ●市と社協の計画の関係

地域福祉活動計画は、市の計画を踏まえながら、社協の強みである地域とのつながりを重視し、地域での実践につながる計画として策定します。なお、市と社協の計画の関係は、次のように整理されます。



## 4. 計画の期間

平成 20 年度～22 年度の 3 か年計画とします。

## 5. 策定体制

本計画の策定にあたっては、「朝霞市地域福祉活動計画策定委員会」により検討を行いました。

また、計画の策定にあたり、町内会、民生委員へのアンケート調査、地域活動団体へのヒアリング調査などを実施しました。

### （1）朝霞市地域福祉活動計画策定委員会の開催

地域の実状を十分に踏まえた計画とするため、町内会・自治会、民生・児童委員協議会、朝霞市地域福祉計画推進市民委員、ボランティアグループ、防災士（市民）、市役所職員からなる「朝霞市地域福祉活動計画策定委員会」を9回開催し、計画の検討・作成を行いました。

開催回数	日程	主な審議内容
第1回	平成19年 1月23日	●正副委員長の互選について ●地域福祉活動計画の概要説明 ●策定委員会今後のスケジュール
第2回	3月2日	●社協事業の現状と課題 ●団体ヒアリングについて ●今後のスケジュールについて
第3回	4月5日	●社協事業の現状と課題 ●団体ヒアリングの内容等について
第4回	5月22日	●団体ヒアリングの結果報告 ●第3回策定委員会の論点について
第5回	6月19日	●計画課題の整理と基本的な考え方 ●重点プラン（小地域活動の展開）
第6回	7月26日	●地域福祉を展開するための目標 ●モデル事業実施に向けたヒアリングについて ●重点プラン（地域活動の拠点づくり）
第7回	9月26日	●小地域活動の展開に向けてのヒアリング結果 ●地域福祉を展開するための目標 ●重点プラン（ボランティアセンターの強化）
第8回	11月7日	●小地域活動モデル地区打診結果について ●計画の目標と基本方針 ●施策の展開・重点プランについて（現在実施している事業の見直し、すきまを埋めるサービスの開発）
第9回	12月18日	●計画素案について
第10回	3月11日	●パブリックコメントの意見と回答について

## (2) アンケート調査

本計画策定のための基礎資料とすることを目的に町内会、民生委員を対象に、アンケート調査を実施しました。

### ■調査の概要

調査対象者	配布方法	配布数	有効回収数	有効回収率
町内会・自治会の会長	郵送配布	77	36	46.8%
民生委員・児童委員	郵送回収	152	70	46.1%

### (3) 地域活動団体等へのヒアリング調査

地域活動団体等に対し、活動上の課題や今後の地域福祉の展開に関する意見等を伺いました。

#### ■調査の概要（調査期間：平成 19 年 3 月～4 月）

日 程	ヒアリング対象	参加人数
3月15日	民生委員（6名）	9名
3月27日、 30日	町内会・自治会会長（8名）	10名
4月10日	NPO法人 メイあさかセンター（7名）	11名
4月11日	本田技研労働組合研究所支部（1名）	4名
4月11日	はあとびあ老人デイサービス(利用者3名・スタッフ1名)	8名
4月12日	NPO法人 なかよしねっと（5名）	9名
4月12日	朝霞防災を考える会（3名）	6名
4月13日 17日	社協ヘルパー利用者（2名）	4名
4月13日	朝霞アマチュア無線クラブ（4名）	6名
4月17日	交流サロンみちくさ（3名）	7名
4月18日	あすのびの会（5名）	8名
4月19日	地域包括支援センターモーニングパーク（3名）	9名
4月19日	子ども会連合会（4名）	8名
4月26日	東洋大学ライフデザイン学部（教授、ゼミナール3回生）	約35名
4月27日	げんき工房けやきスタッフ（4名他）	15名

※参加人数は、事務局と委員の合計人数を掲載

### (4) モデル地域へのヒアリング調査

小地域活動のモデル地域候補地に対し、ヒアリング調査を実施しました。

#### ■調査の概要

日 程	ヒアリング対象	参加人数
9月10日	溝沼第2町内会、溝沼第3町内会、民生委員（計14名）	22名
9月14日	富士見町内会、民生委員（計13名）	21名

※参加人数は、事務局と委員の合計人数を掲載



## Ⅱ. 計画の目標と基本方針

### 1. 計画の目標

計画の目標は、次のとおりとします。

高めよう“ご近所力” 社協は応援します！

#### 【目標の考え方】

急速に少子高齢化が進むなか、住み慣れた地域で、安心して生活できる地域社会を実現するためには、地域に暮らす市民一人ひとりが、お互いを理解し、支えあう関係を築いていくことが大切となります。

なかでも、いざという時に頼りになるのは、隣近所や地域の方々です。

この計画では、地域の人たちが、助けあい、支えあうことを、“ご近所力”と位置づけ、これを高めていくことで、誰もが自分らしく生き生きと、安心して生活できる地域社会をつくることを目標としました。

社協では、市民の皆さんとともに“ご近所力”を高めていけるよう、さまざまな施策を通じて目標を実現できるよう応援します。

## 2. 基本方針

計画の目標である「高めよう“ご近所力” 社協は応援します！」を実現するため、次の4つの基本方針を立て、これに基づき施策を展開します。

### 応援します！

#### 助けあい、支えあう環境づくり

住民に身近な地域（小地域）において、日常的な支えあい、助けあいはもとより、災害時にも地域で助けあえる関係をつくります。

また、ボランティア団体やNPO団体などの育成を支援し、住民主体の活動を活性化します。

### 応援します！

#### 身近な場所で集い、交流する機会づくり

地域のなかで、誰もが、気軽にふれあい、交流しあえる場と機会をつくります。

### 応援します！

#### 安心して相談、サービスが受けられる環境づくり

身近なところで気軽にできる相談から、専門的な相談まで、様々な相談内容に応じることのできる相談ネットワークを構築します。また、地域に埋もれている潜在的なニーズ（声なき声）を拾い上げ、必要なサービスにつなげていきます。

### 応援します！

#### 必要な情報の入手と福祉理解の促進

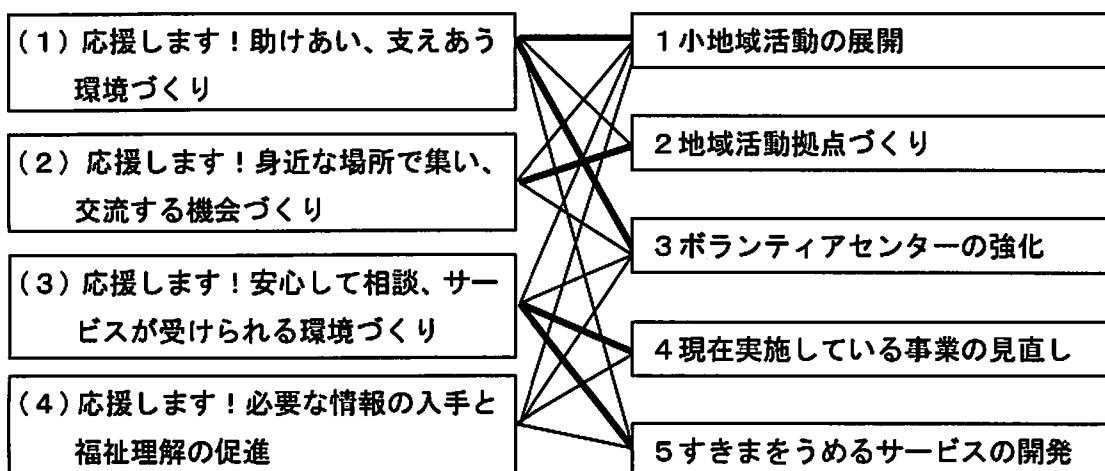
福祉サービスや社協活動、関係団体等についての情報を発信します。また、福祉に触れる機会を増やすことで、福祉に対する理解を深めていきます。

### 3. 重点プラン

「計画のめざす方向（基本方針）」を踏まえて、重点的に取り組む事業を以下のように設定します。なお、「小地域活動の展開」は最も重要な位置づけにあると考え、最重点プランとして位置づけます。

- (最重点プラン)
  - 1 小地域活動の展開
- (重点プラン)
  - 2 地域活動拠点づくり
  - 3 ボランティアセンターの強化
  - 4 現在実施している事業の見直し
  - 5 すきまをうめるサービスの開発

#### ●基本方針と重点プランの関係



※太線は特に関連が強い項目

## 重点プラン1 小地域活動の展開（最重点プラン）

### 〔活動の方向性〕

地域に密着した地域福祉活動を展開していくために、市域を5つの圏域にわけ、さらに、圏域のなかに小地域（地域福祉活動地区）を設定し、地区ごとの特性に応じた活動を地域住民と社協との協働により展開していきます。

なお、5つの圏域は、市が地域の人口割合等に配慮して設定した日常生活圏域（各圏域に地域包括支援センターを配置）と同一エリアとします。圏域を同一にすることで、地域包括支援センターとの連携も強化していきます。

#### ●地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市民により身近なところで、専門的な相談ができる機能を有するとともに、地域ネットワークを構築することが役割の一つとなっているなど、社協の小地域活動と目的が一致するため、地域福祉活動を一緒に行っていくメリットは大きいと考えています。

### 〔取り組みに向けて〕

小地域活動を段階的に発展させていくための第一段階として、モデル地区の選定を行い、そのモデル地区での活動を支援していきます。

モデル地区で見えてくる課題・問題点を検証し、全市的に拡充していきます。

モデル地区における小地域活動のメニュー例は11ページに示すとおりですが、あくまで例示であり、地域の主体性・自主性を尊重しながら、活動メニューの選定を行い、必要な支援を講じていきます。

#### ●モデル地区の設定について

5つの日常生活圏域のなかから、本町、溝沼、大字溝沼からなる第3圏域をモデル圏域として設定しました。選定理由としては、①小地域活動を連携して実施する5つの地域包括支援センターのうち、先行して設立された2つの地域包括支援センターのうちの1つであったこと、②当該圏域が市の中心部にあり、将来的に全市に展開しやすいこと、③当該圏域にサロンが存在しないことなどです。

モデル地区については、町内会単独の地区と、いくつかの町内会の組み合わせによる地区の2つのモデルを選定し、ヒアリングにより、20年度から事業を実施することの了解をとりました。

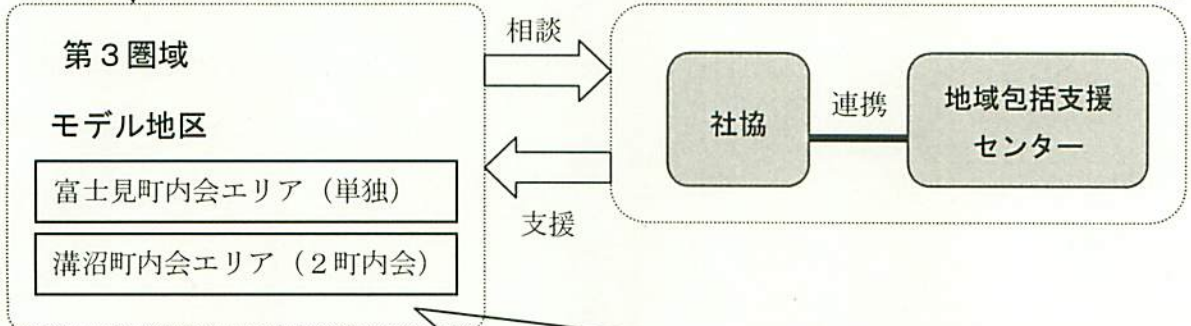
なお、町内会を小地域活動の最小単位としましたが、実際の活動は、町内会や民生委員や関係団体などが連携を図り、実施していくことを想定しています。そして、小地域活動の対象は、町内会の会員だけでなく、当該地区の市民を対象とします。

◆小地域活動の展開イメージ

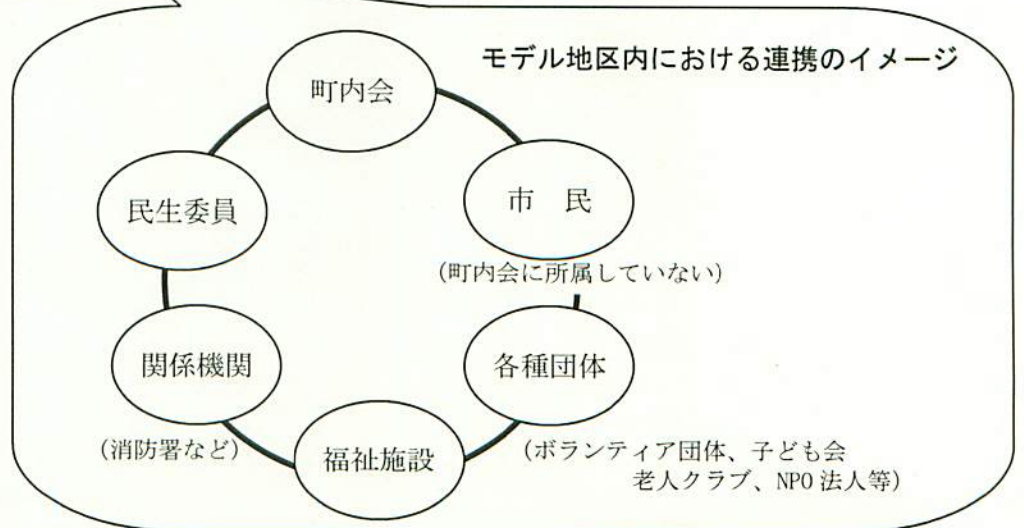
< 5つの日常生活圏域と地域包括支援センター >



< 市社協と地域包括支援センターによる支援 >



モデル地区内における連携のイメージ



## 〔関連する個別事業〕

### 「1 応援します！助けあい、支えあう環境づくり」

#### 1-1 地域の中で見守り、支えあう体制をつくる

- ①小地域活動の展開（p20）
- ③ふれあいサロン活動の充実（p22）

## ＜参考＞小地域活動の実施メニュー

小地域活動は、次のようなメニューを想定していますが、これらは、あくまで例示であり、主役である地域の皆さんが必要な事業を検討し、それに対して社協や地域包括支援センターなどが支援していきます。

### ①見守り活動

事業メニュー	概要
声かけ運動	挨拶運動を展開し、挨拶をしあうまちづくりを進めます。
↓	
ゆるやかな見守りネットワーク	地域のなかで、声かけや、防犯・安否確認のための見守り、気になる方への訪問などを行い、多少でも気になることがあれば、民生委員や社協、地域包括支援センターなどに連絡をしていただきます。
↓	
制度化した見守り活動	近隣を中心に見守りメンバーを決定し定期的に要援護者宅を訪問します。また、緊急時に対応します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・要援護者台帳の作成</li><li>・訪問連絡票への記入</li><li>・ネットワーク図の作成（役割分担・中心となる人物の決定）</li><li>・ニーズの伝達</li><li>・緊急対応等</li></ul>
↓	
災害時の支援	災害時要援護者（高齢者・障害者・幼児等）に対して、災害時における情報連絡や援助が行える体制をつくります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時要援護者の把握</li><li>・災害時の情報連絡体制</li><li>・災害時の安否確認、援助体制（関係機関との連携）</li></ul>

## ②相談活動

事業メニュー	概要
相談活動	<p>誰もが困った時に気軽に相談・連絡できる体制をつくり ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽な相談（民生委員、福祉団体などが相談を受ける）</li> <li>・専門的相談（社協や地域包括支援センター等へつなぐ）</li> <li>・連携体制（社協、地域包括、地域の連携体制づくり）</li> </ul>

## ③サロン活動

事業メニュー	概要
サロンの開設	<p>孤独で閉じこもりがちな方、ひとり暮らしの方、子育て 中の方などに地域の集会室等を利用して、定期的に憩い、 交流できる場をつくります。</p>

### 内容例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康チェック</li> <li>・世代間交流</li> <li>・食事サービス（配食も可） （調理については担い手が作る場合と業者注文の方法 がある）</li> <li>・レクリエーション活動</li> <li>・創作活動</li> <li>・懇談会 等</li> </ul>
--

## ④話相手、軽い援助活動

事業メニュー	概要
話や趣味の相手	<p>孤独で閉じこもりがちな、ひとり暮らしの方などの話相 手や囲碁、将棋、歌、踊りなどの趣味の相手</p>
短時間の手伝い	<p>ごみ出し、家の前の清掃、ちょっとした片付け、買物、 草むしり、草木の水やり、付き添いなど 特技を生かした手伝い（簡単な修理・修繕、草木の手入 れ等）</p>

↓

家事援助サービス	<p>地区内の要援護者の中で公的な福祉サービスの利用に 至らないケース、あるいは公的福祉サービスだけでは不足 するケースに対応し、家事援助サービスを提供します。</p>
----------	--

⑤健康づくり

事業メニュー	概要
健康づくり	保健師、看護師の指導などによる健康づくり事業や気軽にできる体操、運動など、身近な地域でできる健康づくり事業の実施。

⑥イベントの開催、学習会の開催

事業メニュー	概要
学習会	福祉制度等の社会保障制度をはじめ、環境、まちづくりなど様々な学習機会を提供する。
イベント、交流事業	地域の住民同士が交流できるイベントを開催する。

内容例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康・福祉に関する学習会</li> <li>・生活全般に関する学習会</li> <li>・スポーツ大会</li> <li>・小旅行（ハイキング）</li> <li>・季節行事 （花見会・納涼祭・月見会・ひな祭り・クリスマス会等）</li> <li>・世代間交流事業 等</li> </ul>
---

⑦情報発信

事業メニュー	概要
広報・啓発活動	小地域活動についての情報発信を行う。

※その他、子育て支援活動など、地域性を生かした活動を展開する。



## 重点プラン2 地域活動の拠点づくり

### 〔活動の方向性〕

小地域活動を展開していく上で、地域に密着した活動拠点が必要となるため、関係機関との連携のもとに、活動場所を確保していきます。

### 〔取り組みに向けて〕

将来的に、各地域に事務局機能をもった地区社協を設置していくことを視野にいれながら、本計画期間中には、小地域活動を展開していくための活動拠点として、既存施設の活用を図ります。

小地域の中にある自治会館等のほか、社協が指定管理者として管理運営している福祉施設を活用していきます。具体的な活用方法については、施設ごとに、施設特性や地域意向を踏まえながら市と協議の上、決めていきます。例えば、放課後児童クラブ（学童保育室）については、午前中は空いている状態（夏休み等は除く）のため、子育てサロンや子育て相談の場にするなど有効活用を図ります。

なお、指定管理施設の活用は、単に場の提供に留まらず、施設職員（＝社協職員）が相談にのるなどの人的な支援を併せて行っていきます。

### 〔関連する個別事業〕

「2 応援します！身近な場所で集い、交流する機会づくり」

2-1 気軽に集える場の整備

①既存施設を活用した地域活動、交流機会の充実（p 33）

## 重点プラン3 ボランティアセンターの強化

### 〔活動の方向性〕

高齢者、障害者、子どもなど対象者別のボランティア活動や、環境、防犯、防災、人権など目的別のボランティア活動など、ボランティアの範囲は広がりを見せており、活動主体も、個人、任意団体、NPO法人など多様化しています。このような時代の変化や市民ニーズに対応できるよう、ボランティアセンターの機能を強化していきます。

また、団体同士の交流などにより活動が広がっていくよう、団体間のネットワークも推進します。

### 〔取り組みに向けて〕

ボランティア活動のきっかけづくりから、実践者のスキルアップまで、ボランティアニーズに幅広く対応できるよう、ボランティア養成講座を体系的に整備します。また、広報やホームページ等を活用し、ボランティア活動に関する情報を広く発信していきます。

ボランティア団体に対しては、場所の提供、相談・情報提供、助成金など様々な支援を行っていますが、これを継続・充実するとともに、相談事業については、ボランティアセンターでの実施に留まらず、地域に出向いていく出前型の相談事業を展開していきます。将来的には、地域単位（地区社協単位など）で相談事業が展開できるよう、ボランティアアドバイザーを養成します。

社協が運営する『ボランティアセンター』と朝霞市が運営する『市民活動支援ステーション』の連携を強化し、ボランティア団体と市民活動団体などに関する情報を一元的に提供したり、団体間の交流を支援したりと、市民にとってわかりやすく、利用しやすいものにしていきます。また、ボランティアセンターと市民活動支援ステーションの共同による講座なども実施していきます。

### 〔関連する個別事業〕

「1 応援します！助けあい、支えあう環境づくり」

1-2 地域活動、ボランティア活動を支援する

- ①ボランティアへの参加促進（p24）
- ②ボランティア活動の担い手の育成（p25）
- ③ボランティア団体の活動支援と連携の強化（p26）
- ④ボランティアセンターと市民活動支援ステーションの連携（p27）

## 重点プラン4 現在実施している事業の見直し

### 〔活動の方向性〕

社協では、様々な事業を実施しています。しかし、当初想定していた事業効果が得られていない事業や、利用者が偏ってしまう事業、マンネリ化している事業など、事業ごとに課題があります。そのため、より効果的なサービスを提供していけるよう、事業の「点検・評価、見直し、再構築」のためのしくみを構築します。

### 〔取り組みに向けて〕

「点検・評価、見直し、再構築」のためのしくみとして、具体的には、社協内部で他部署の事業を評価しあう、客観的な評価手法を導入します。他部署の事業を評価することで社協が（施設等も含み）どのような仕事をしているか、お互いに改めて知るきっかけにもなり、社協内部の連携強化にも繋がります。また、他部署の評価をすることで、職員意識のレベルアップにも繋がり、評価される側もマンネリ化している事業などに気が付くきっかけとなります。あわせて、社協ホームページ等を活用し、第三者的な評価を受けるしくみも構築します。

評価のための検討会を社協内部に設置し、平成 20 年度より試行的に評価に取り組みます。

並行して、「社協発展・強化計画」の策定に向けた研究会を立ち上げ、平成 21 年度に策定、平成 22 年度から実施します。この際、前述の社協内部評価については、「社協発展・強化計画」の進行管理・評価に統合させます。

社協発展・強化計画とは、社協の組織基盤・経営基盤を強化するために、地域福祉活動計画とは別に策定するもので、全国社会福祉協議会により策定指針が定められています。

福祉を取り巻く環境が、刻一刻と変わるなかで、事業一つひとつの見直しだけでなく、社協全体の経営理念、経営目標などを明らかにしながら、社協の事業経営の最適化を図ることを目的にしたものです。

### 〔関連する個別事業〕

「3 応援します！安心して相談、サービスが受けられる環境づくり」

3-2 住民を支援するサービスの充実

①既存サービスの見直し・充実（p 41）

## 重点プラン5 すきまを埋めるサービスの開発

### 〔活動の方向性〕

介護保険制度や障害者自立支援法など、福祉サービスは契約方式に移行を進めており、措置の時代に比べ、利用者の選択肢も増え充実してきました。一方で、制度の対象とならない人や、制度サービスだけでは充分でない人もおり、そのような制度の“すきま”を埋めるサービスが必要となります。地域住民のニーズ、特に閉じこもりがちの方などのニーズを拾い上げ、その方たちの声を取り入れたサービスを開発していきます。

### 〔取り組みに向けて〕

#### （声なき声を拾う）

閉じこもりがちの方の声を拾うために、民生委員、町内会等に協力をいただき、見守りが必要な方（一人暮らし世帯等）の調査を行います。

調査にあたっては、災害時要援護者の把握と併せて実施する方向で、市と調整を図ります。

#### （特定高齢者のチェックリストの活用）

現在、市の基本健診時に介護予防対象者調査（チェックリスト）を実施し、特定高齢者を抽出しています。しかし、制度の関係で、ほとんどの人が非該当となっています。このチェックリストの結果を活用し、制度の対象とはならないものの、何らかのサービスを必要とする人たちへの支援を行います。

また、総合福祉センターで定期的に行っている健康チェックの際に、介護予防チェックリストを活用し、ニーズの把握とサービスの開発につなげていきます。

#### （サービスの開発）

様々な手段を用いて、ニーズを洗い出した後に、必要なサービスを検討していきます。なお、開発するサービスは、社協だけで実施するのではなく、住民が主体的に行えるサービス（例えば高齢者サロン、子育てサロンなど）を開発し、小地域活動のなかで展開するなど、地域への広がり重視していきます。

### 〔関連する個別事業〕

「3 応援します！安心して相談、サービスが受けられる環境づくり」

3-1 住民ニーズの把握と相談体制の充実

①市民ニーズの把握（p 37）

3-2 住民を支援するサービスの充実

②新たなサービスの創設（p 42）

高めよう “ご近所力” 社協は応援します！

1 応援します！  
助けあい、支えあう環境づくり

- 1-1 地域の中で見守り、支えあう体制をつくる
  - ③ 小地域活動の展開
  - ④ 地区社協の立ち上げ
  - ⑤ ふれあいサロン活動の充実

- 1-2 地域活動、ボランティア活動を支援する
  - ① ボランティアへの参加促進
  - ② ボランティア活動の担い手の育成
  - ③ ボランティア団体の活動支援と連携の強化
  - ① ボランティアセンターと市民活動支援ステーションの連携
  - ② 当事者グループ等に対する支援

- 1-3 いざという時も安心できる体制をつくる
  - ① 災害時を想定した地域ぐるみの体制づくり
  - ② 災害時を想定した社会福祉協議会の体制づくり

2 応援します！  
身近な場所で集い、交流する機会づくり

- 2-1 地域の中で見守り、支えあう体制をつくる
  - ② 既存施設を活用した地域活動、交流機会の充実  
(既存施設の有効活用)
  - ③ ふれあいサロン活動の充実【再掲】

- 2-2 交流機会の充実
  - ① 様々な事業を通じた交流機会の充実

3 応援します！  
安心して相談、サービスが受けられる環境づくり

- 3-1 住民ニーズの把握と相談体制の充実
  - ① 市民ニーズの把握
  - ② 相談体制の充実
  - ① 安心してサービスを受けられる体制づくり

- 3-2 住民を支援するサービスの充実
  - ① 既存サービスの見直し・充実
  - ② 新たなサービスの創出

4 応援します！  
必要な情報の入手と福祉理解の促進

- 4-1 福祉に関する情報発信の強化
  - ① 広報・PRの強化

- 4-2 福祉への理解の促進
  - ① 福祉教育の充実

## Ⅲ. 施策の展開

### 1. 応援します！ 助け合い、支えあう環境づくり

#### 1-1 地域の中で見守り、支えあう体制をつくる

##### 〔現状と課題〕

少子高齢化が進展するなかで、市の福祉サービスだけではなく、地域において助けあい、支えあう環境づくりが、大変重要となります。

現在、地域ごとに、見守り活動などが展開されていますが、社協が地域に入り込んで、活動を支援することや、協働によりサービスを実施するまでには至っていません。そのため、市民に身近な地域単位（小地域）で活動を展開していくことが求められています。

##### 〔施策の展開〕

小地域活動を積極的に推進するため、モデル地区を設定し、試行的にモデル事業を実施しながら、小地域活動のモデルをつくり、全市的に波及させていきます。将来的には、地区社協を設置し、地域に密着した活動を展開していきます。

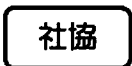
##### 〔ここをめざします！実現したい姿（成果）〕

小地域ごとに、助けあい、見守りの環境がつけられ、誰もが安心して生活できています。サロン活動など、気軽に集まることのできる場が増えて、閉じこもり防止にも役立っています。

##### 〔次頁以降のマークについて〕



9ページ～17ページに掲載した重点プランを具体化した事業計画に「重点」マークを付けました。



本計画においては、市民や団体が主体的に行う活動を、社協が支援・応援していくという考え方を基本に据えています。ただし、計画のなかには、社協が主体的に行う事業（例えば情報発信など）も盛り込まれています。このような社協主体事業については「社協」マークを付けました。

**重点**

①小地域活動の展開					
方向性	<p>小地域単位での見守り、支えあい活動を進めていきます。</p> <p>将来、小地域活動を全市的に広げることが視野に入れて、20年度より2つの地区においてモデル事業を実施します。</p>				
実績	<p>●現在は、町内会などがそれぞれ独自に小地域活動を展開しています。</p>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	モデル事業の実施(第1次)	<p>→</p> <p>2地区での実施 (溝沼、富士見)</p> <p>.....→</p> <p>※モデル事業の評価</p>	<p>→</p> <p>2年目</p> <p>.....→</p>		<p>1次、2次のモデル事業を通じて、全市へ波及させるための手法を確立する。</p> <p>全市的に広がるよう、平成23年度以降も順次、小地域活動を増やしていく。</p>
モデル事業の実施(第2次)	<p>→</p> <p>第2次実施地区の選定</p>	<p>→</p> <p>実施準備 (調整・研修等)</p>	<p>→</p> <p>第2次モデル事業の実施</p>		





**※モデル事業の評価について**

モデル事業の評価は、実施地区による自己評価、モデル2地区による合同評価の2段階で実施します。なお、合同評価の際には、小地域活動の実施を希望する他の地区の方がオブザーバーとして参加できることを検討します。

②地区社協の立ち上げ					
方向性	<p>将来、地区社協を設置・運営していくために、活動しやすい地区社協の規模や運営方法など、地区社協の機能について検討を進めます。地区社協の規模については、重点プランで設定した5つの圏域を、一番大きな単位として考え、小地域活動の実施成果をみながら、適正な規模を決めていきます。運営方法についても、各地区との調整を図りながら検討を進め、地区社協の立ち上げの準備を進めます。</p> <p>なお、5つの圏域は、市が定める日常生活圏域（地域包括支援センターの活動圏域）と連動していますが、町内会、民生委員の区割りと異なる部分があるため、区域の統一に向け、市へ働きかけ、調整を進めていきます。</p>				
実績	●現在、地区社協は未整備				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	地区社協の立ち上げ準備  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">社協</div>	.....▶ 小地域活動の検証	─────────▶ 地区社協機能の検討 (規模、運営方法等)	─────────▶ 地区社協の立ち上げ準備 (各地区との調整等)	平成23年度以降、早い段階で地区社協が地域の核となるような活動をめざす。
		──▶			地区割りについて市に働きかけ、調整



**重点**

③ふれあいサロン活動の充実					
方向性	<p>現在、「高齢者ふれあいいきいきサロン」を15団体が実施しています。今後、各地域でサロンが実施されるよう、未実施地域における立ち上げ支援を進めます。特にモデル地区については、積極的に活動が展開されるよう支援していきます。</p> <p>また、既存のサロン間の話し合いの場、情報交換の場がないため、連絡会（情報交換会の機会）を設けます。</p> <p>さらに今後は、高齢者向けのサロンだけでなく、様々な対象者が交流できるサロンを開設します。</p>				
実績	●高齢者ふれあいいきいきサロン（15団体）				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	サロン活動への支援	 <p>サロン活動への支援 （助成、助言、研修、専門職の派遣など）</p>			高齢者だけでなく、様々な対象者が参加できるサロンを増やす。
	サロン活動の立ち上げ支援	 <p>モデル地区における サロン活動の立ち上げ支援</p>	 <p>各地区における サロン活動の立ち上げ支援 （様々な対象者への対応）</p>		各地域でバランスよく実施できるようにする。
	サロン間の連絡会議の設置	 <p>連絡会議の開催（情報交換・共有等）</p>			サロン間での情報交換や、相互評価により活動の質を高めていく。

## 1-2 地域活動、ボランティア活動を支援する

### 〔現状と課題〕

ボランティアセンターが中心になって、ボランティアに関する情報発信やボランティアの育成などを行っています。しかし、ボランティアを“する側”と“求める側”の需給調整が十分にできていない面があり、ボランティアセンターの機能を強化していく必要があります。

ボランティア団体間の連携は、個々の団体により個別に行われていますが、全体としての連携が図れていない状況です。また、ボランティアの活動領域が広がるなか、市民活動団体なども含めた、団体間の連携のあり方を検討する必要があります。

### 〔施策の展開〕

ボランティアを増やしていくとともに、ボランティアの力量（技術や取り組み姿勢など）を高めていくための研修などを積極的に行います。また、ボランティア講座などの修了者が、実際にボランティアに関わっていくことができるよう、受け皿づくりにも力を入れます。

ボランティア団体のみならず、市民活動団体なども含め、団体間の連携を強化していきます。そのため、市の市民活動支援ステーションとの連携により、ボランティアセンターが把握する福祉ボランティア団体と市民活動支援ステーションが把握する市民団体などの情報共有を図ります。

身近な地域で助けあいが行われるよう、地域ごとに、ボランティアアドバイザーを育成し、将来的には地区社協の活動につなげていきます。

### 〔ここをめざします！実現したい姿（成果）〕

ボランティア活動に取り組む人が増えています。

ボランティアをやりたい人、ボランティアを受けたい人、双方の意向が十分に反映され、ボランティア活動が活発に行われています。

団体間の相互連携により、ボランティアに関する情報や人の行き来が、活発に行われています。その結果、地域で安心して生活できる人も増えています。



①ボランティアへの参加促進

方向性	<p>ボランティア活動に参加しやすくなるよう、ボランティア活動の入り口となる、ボランティア相談や登録、調整・支援業務を充実します。特に相談事業については、現在、ボランティアセンターだけで行っているため、今後は、各種イベント開催などの機会に出張相談を行うなど、地域に出向いて行う相談に力を入れていきます。</p> <p>また、ボランティア活動を広く知ってもらうための情報を発信します。</p>				
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアニュースふれあいの発行：毎月約1,700部</li> <li>●ホームページによる情報発信</li> <li>●登録ボランティア団体数：62団体（延べ1,326人）</li> <li>●個人登録者数：193人</li> <li>●ボランティアに関する相談件数：個人1,215件、団体525件</li> <li>●開所時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後5時</li> </ul>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	広報の充実				<p>編集へのボランティアの参画など、市民参加型の広報にする。</p>
	ホームページの充実				<p>わかりやすく、見やすい内容としていく。</p>
	ボランティア相談等の充実				<p>将来的に地区社協単位でコーディネートできる体制をつくる。</p>

※上記すべて、社協主体事業

社協

重点

②ボランティア活動の担い手の育成					
方向性	<p>ボランティア活動のきっかけとなるボランティア講座やイベントなどを充実します。あわせて、団塊世代向けなど、対象者別の講座を開催します。また、受講者が担い手として活動に参加できるしるきを構築します。</p> <p>既にボランティア活動を行っている方などに対しては、専門的な知識や技術を習得できるよう実践者向けの講座・研修を充実します。</p> <p>将来的に、地域で相談・アドバイスを担う人材を養成するため、ボランティアアドバイザー養成講座を実施します。</p>				
実績	<p>●ボランティア体験プログラム：参加人数 332人</p> <p>●ワークキャンプ：参加人数 35人</p> <p>●専門ボランティア講座（災害援護ボランティア講座（16人）、傾聴ボランティア養成講座（48人）、男性のための地域デビュー講座（21人）</p>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	ボランティア体験の充実	夏休み体験プログラム等の充実			入門講座から専門講座まで体系的に講座を開催する。
		入門講座の実施			
	専門ボランティア講座の開催	専門ボランティア講座の充実			
	対象者別ボランティア講座の開催	団塊世代向け講座の開催			
		子育て世代向けなど順次実施			
	ボランティアアドバイザー養成講座	準備	ボランティアアドバイザー養成講座の実施（新規）		将来的に地区社協単位に配置
広報ボランティア養成講座	実施（新規）	状況に応じて開催		編集作業への参画	
福祉人材バンクの創設	準備	福祉人材バンクの創設（新規）		人材バンクの一本化	

※上記すべて、社協主体事業

社協

**重点**

**③ボランティア団体の活動支援と連携の強化**

方向性	<p>ボランティア団体等に対して、場所・機材等の貸出しや活動費の助成、ボランティア保険の加入などの支援を行っており、今後も継続・充実していきます。また、活動団体間の情報交換や交流活動が行えるよう、団体間の連携を支援します。団体間の連携にあたっては、ボランティア団体に限らず、当事者団体や市民活動団体など、多様な団体が交流できるよう市民活動支援ステーションとの連携も強化していきます。(次項に詳細掲載)</p>				
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動費助成：16団体</li> <li>●団体利用室の提供（打合せ等に活用）</li> <li>●ボランティア情報コーナー（各団体の情報の掲載）</li> <li>●ボランティア保険への加入者：725人</li> </ul>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	ボランティア 団体活動の支援	→ 継続・充実		→	ニーズに対応した支援
	ボランティア 団体間の連携支援	→ 連携方法の 検討・調整	→ 連携の支援	→	ボランティア活動と市民活動の融合
	ボランティア 団体の立ち上げ支援	→ 相談、調整、立ち上げ支援の実施			ボランティア団体を増やしていく。

**重点**

④ボランティアセンターと市民活動支援ステーションの連携					
方向性	ボランティア活動と市民活動は共通する部分が多いため、これらの情報が市民にわかりやすく、利用しやすいものとなるよう、ボランティアセンターと市民活動支援ステーションの間で情報共有・情報交換を行う連携体制を強化します。また、ボランティアセンター、市民活動支援ステーション双方の役割・機能の整理を行い、共同事業なども実施します。				
実績	●現在、不定期ではあるが連絡を取り合っている。				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	両者による連絡協議の開催  <b>社協</b>	→ 定期的な協議の開催			3カ年の経緯を踏まえ、より効果的な協働体制を構築する。
	共通する情報の発信や講座等の共同開催  <b>社協</b>	→ 情報の発信 → 講座の共同開催			
団体間の交流機会の設定	準備 →	交流会の実施 (試行)		継続的に実施することで団体間の日頃からの交流につなげる。	

⑤当事者グループ等に対する支援					
方向性	当事者グループの活動内容を把握し、活動に寄与する情報提供や相談に応じていきます。また、当事者グループの自主的な活動が円滑に進むよう活動費を助成します。				
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者グループ等への活動費の助成</li> <li>●活動の支援等</li> <li>・団体の広報・PR</li> <li>・団体主催の講演・講座の後援</li> <li>・バザーの支援</li> <li>・ボランティアの派遣 など</li> </ul>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	当事者グループへの支援	→			当事者の活動が活性化するよう、継続的に実施する。
		→			
社協	→				
		活動費の助成			

### 1-3 いざという時も安心できる体制をつくる

#### 〔現状と課題〕

風水害や地震などの大災害が起きたとき、地域における自助、共助による救済活動や、ボランティア、住民同士の助けあい、支えあいが重要となります。現在、地域の自主防災組織によって、災害に備えた活動が行われていますが、何らかの支援を必要とする災害時要援護者については、個人情報保護の関係で十分に把握できていない状況です。

また市の防災計画では、災害時に社協が、災害時ボランティアセンターを設置することと位置づけており、これを踏まえ、平成 18 年に災害時ボランティアセンターに関するマニュアルを作成しています。ただし、市との役割分担や連携方法等について、市と十分に協議できていない面があるため、今後、市担当部署と連携を強めていく必要があります。

#### 〔施策の展開〕

災害を想定して、災害時要援護者を把握していくとともに、地域の見守り体制、災害時の援護体制などについて、市と連携を図りながら進めます。

また、災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づきながら、いざという時に迅速、かつ適切に対応できる体制を整えます。

#### 〔ここをめざします！実現したい姿（成果）〕

災害時には、社協が中心となって、市外からのボランティアを積極的に受け入れ、必要な支援を調整することができています。

各地域で、災害時要援護者の把握がなされ、日頃から見守り活動が行われるとともに、いざという時に、対応できる体制が整えられています。



①災害時を想定した地域ぐるみの体制づくり					
方向性	<p>災害など、いざという時に地域ぐるみでの確に対応することができる体制を構築します。市全体の体制・しくみづくりについては、市との調整を図り、各地域での対応については、町内会、自主防災組織等と連携を図るなかで、訓練、準備等を行います。</p>				
実績	<p>●災害時要援護者の把握は未実施 ●災害援護ボランティア講座（16人）【再掲】</p>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	災害時要援護者マップの作成	<p>関係機関等との連携による調査の実施 (一人暮らし世帯等)</p> <p>準備・市との調整</p>	マップづくり		町内会単位で作成を進めながら、全市的に広げていく。
	緊急連絡網の作成	準備	緊急連絡網の作成 (マップと連動)		
災害ボランティアの育成		災害ボランティア講座の開催			防災リーダーの育成につなげる。

②災害時を想定した社会福祉協議会の体制づくり					
方向性	<p>災害時に社協が迅速に対応できるよう、平成18年に作成した災害ボランティアセンター設置マニュアルを有効に活用し、職員がマニュアルへの理解を深めるとともに、これに基づいて迅速に対応できるよう研修・訓練を行います。</p> <p>併せて、社協が指定管理を受けている各施設が、災害時に支援機能を発揮できるよう、市と協議を重ねていきます。</p>				
実績	●災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成（平成18年11月）				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	災害時ボランティアセンターの体制整備	<p>→ マニュアルの活用・見直し（必要に応じて）</p> <p>→ 災害時を想定した研修・訓練</p>			市が全体指揮にあたるため、市との役割分担による効果的な災害時要援護体制を構築する。
	社協が管理する施設の有効活用	活用方法について市と協議	活用方法に基づき整備、職員対応方法の確立		

※上記すべて、社協主体事業

社協

## 2. 応援します！ 身近な場所で集い、交流する機会づくり

### 2-1 気軽に集える場の整備

#### 〔現状と課題〕

高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増え、それに伴い、閉じこもりがちな高齢者の増加や孤独死などが問題となっています。

現在、一部町内会や民生委員によって、「高齢者ふれあいいいききサロン」が実施され、閉じこもり予防、生きがいづくりなどに寄与しています。しかし、サロンが実施されていない地域があること、また、現在実施されているサロンも高齢者向けが中心であることなどが課題となっています。

サロンに限らず、地域のなかで、気軽に集まれる場所を増やしていくことも必要です。

#### 〔施策の展開〕

閉じこもりを防止し、誰もが地域のなかでいきいきと安心して生活できるよう、住民同士の声の掛け合いや、地域のなかで気軽に立ち寄れる場、集まれる場を設けます。

サロンについては、地域バランスに配慮しながら設置していきます。また、年齢や障害の有無、国籍などを超えて、様々な人が地域のなかで気軽に交流できる場の整備となるよう支援していきます。



#### 〔ここをめざします！実現したい姿（成果）〕

身近な地域で気軽に集まる場が増えていきます。また、サロン活動などが積極的に行われています。

それにより、閉じこもりがちだった方も、地域のなかで交流し、生きがいをもって生活することができています。

交流の場では、高齢者や障害者、子どもたちなどが、ふれあうことができます。

**重点**

①既存施設を活用した地域活動、交流機会の充実（既存施設の有効活用）					
方向性	各地域において、地域活動や交流活動が積極的に行われるよう、活動の場を確保していきます。特に、社協が指定管理者として管理運営している福祉施設の有効活用を図ります。				
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社協が指定管理を受けて管理している施設               <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ 10箇所</li> <li>・児童館 4箇所（内、1箇所は、総合福祉センター内）</li> <li>・総合福祉センター 1箇所</li> <li>・老人福祉センター 2箇所（内、1箇所は、総合福祉センター内）</li> <li>・知的障害者通著授産施設 1箇所（総合福祉センター内）</li> <li>・老人デイサービスセンター 1箇所（総合福祉センター内）</li> <li>・地域活動支援センター 1箇所（総合福祉センター内）</li> </ul> </li> <li>●社協が設置運営している施設               <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者地域デイケア施設 1箇所</li> </ul> </li> </ul>				
事業計画	活動・交流拠点の確保	平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">社協</div>	 指定管理各施設の活用方法の検討	 指定管理各施設の活用		将来的には、地区社協単位で活動場所、交流拠点が確保できるよう調整する。

②ふれあいサロン活動の充実（1-1-③参照）

## 2-2 交流機会の充実

### 〔現状と課題〕

市民を対象とした交流事業は、年1回「はあとびあふれあい祭り」を開催しています。平成17年度まで行っていた「はあとびあ夏まつり」と「ふれあいの集い」を一体化したもので、様々な人が交流し、福祉にふれることのできる機会として多くの参加者を得ています。対象者別では、障害児向けの「ひまわりスクール」「障害児実験体験教室」などを行っています。

各種事業は、参加者が固定化する傾向がみられるため、広報の充実などにより、参加者を幅広く呼びかけていく必要があります。また、各事業を支援するボランティアが少ないため、ボランティアやリーダーの育成を積極的に行っていく必要があります。

社協主催の事業は、職員数等の関係で実施数が限られてしまうことから、関係団体との共催や、市民と協働による事業など、多様な事業展開を検討していく必要があります。



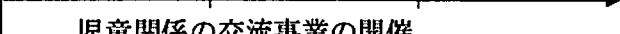
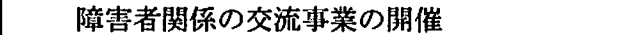
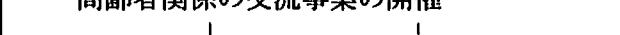
### 〔施策の展開〕

ボランティアや関係機関、地域の協力を得ながら、交流事業を充実させていきます。

### 〔ここをめざします！実現したい姿（成果）〕

大小さまざまな交流事業が、地域で行なわれ、多くの人々が交流しています。

交流を通じて、お互いの理解を深めることや、生きがいづくり、社会参加の場となっています。

①様々な事業を通じた交流機会の充実					
方向性	<p>市民が交流し、福祉にふれることができる機会がもてるよう「はあとびあふれあい祭り」などイベントの内容の充実を図ります。これは、社協が主催するイベントのなかで最も多くの人が集まるイベントであるため、このなかで「地域福祉活動計画」のPRを行っていきます。</p> <p>また、対象者別のイベントや様々な対象者が交流を図ることのできる場を設けていきます。</p> <p>新たな展開として、小地域ごとに地域特性を生かしたイベントを実施できるよう支援していきます（小地域活動事業のなかで実施）。</p>				
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●はあとびあふれあい祭り（年1回）</li> <li>●ひまわりスクール（障害児向け 2回、参加者64人）</li> <li>●障害児実験体験教室（8回、163人）</li> <li>●あいこでしょ（12回、419人）</li> <li>●知的障害者スポーツレクリエーション（6回、60人）</li> <li>●療育音楽（10回、230人）</li> </ul>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
はあとびあふれあい祭りの開催	社協	 年1回開催 地域福祉活動計画のPRも実施（特に小地域活動を広げていくためのPR）			福祉を身近なものに感じてもらえるよう参加者を増やす。
小地域での事業の実施	 世代や対象者を越えたイベント、交流事業を小地域単位で実施				小地域活動を支援する補助制度の充実
対象者別の交流事業の充実	 児童関係の交流事業の開催  障害者関係の交流事業の開催  高齢者関係の交流事業の開催				継続的な実施により交流機会を増やしていく。

### 3. 応援します！安心して相談、サービスが受けられる環境づくり

#### 3-1 住民ニーズの把握と相談体制の充実

##### 〔現状と課題〕

相談事業は、毎週金曜日に溝沼老人福祉センター相談室において、「心配ごと相談」を開設しているほか、社協の窓口や電話において随時相談にあたっていますが、来談者は少ない状況で見直しが必要となっています。何らかの支援を必要とする人は、潜在的には多くいるものと考えられるため、声なき声などを、つぶさに拾い上げ、相談からサービスにつなげるしくみが必要となります。また、専門的な相談だけでなく、当事者だからこそ分かちあい、分かり合える相談活動もあるため、各団体との連携による多様な相談体制のあり方を検討していく必要があります。

権利擁護については、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が充分でない方に対し、日常生活自立支援事業（安心サポートねっと）を提供していますが、利用者は10人に満たない状況です。今後、高齢化の進展にともない、事業に対する需要が見込まれることから、周知の徹底を図る必要があります。

##### 〔施策の展開〕

窓口における相談だけでなく、地域に出向いての相談など、相談の場を広げていきます。また、地域包括支援センターなどと連携した専門的な相談とともに、民生委員や当事者団体などと連携し、気軽に相談できる場を増やしていきます。

関係機関・関係団体とのネットワークのなかで、市民の声を積極的に拾い上げ、潜在的な課題を見つけ出していきます。

判断能力などが低下しても、安心して生活できるよう、権利擁護の体制を整えます。





##### 〔ここをめざします！実現したい姿（成果）〕

関係機関、関係団体が連携し、地域のなかに潜在化している福祉ニーズを把握するしくみが整えられています。

専門的な相談から身近なところで相談できるものまで、相談窓口が充実し、誰もが困りごとを抱え込まずに、気軽に相談できるようになっています。

権利擁護の体制が整えられ、誰もが安心して生活できています。

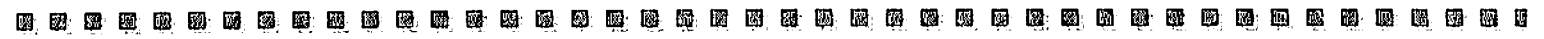
**重点**






①市民ニーズの把握					
方向性	<p>市民や活動団体等のニーズに基づいて、社協の事業を実施していくために、市民や活動団体等の声の把握に努めます。ニーズ把握にあたっては、各種団体の会合など場に出向いて意見を伺うことや、地域包括支援センターや民生委員等との連携による情報交換、アンケートの実施など、幅広く行っていきます。</p> <p>また、住民の声なき声を拾うため、地域における見守り活動のなかから、気にかかること、気がかりなことなどを拾い上げていけるよう、地域との連携も強化していきます。</p> <p>各種事業の利用者・参加者に対して、事業に対する満足度調査などを行い、結果に基づいてサービス内容の改善や新規事業につなげていきます。</p>				
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講座終了時にアンケートの実施（満足度把握、今後の意向把握）</li> <li>●関係機関、関係団体から個別に情報収集</li> </ul>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	関係機関等との連携によるニーズ把握				継続的に実施
		関係機関等との定期的な情報交換の実施			
					
	関係機関等との連携による調査の実施 （一人暮らし世帯等） ※災害時要援護者の調査と連携して実施				
地域との連携によるニーズ把握				地区社協単位でニーズ把握のしくみを構築	
	小地域活動、見守り活動などを通じて、ニーズを把握する。				
利用者・参加者のニーズ把握				継続的に実施	
	利用者・参加者へのアンケート調査の実施				

※上記すべて、社協主体事業

社協





②相談体制の充実					
方向性	<p>「心配ごと相談」（週1回）は、来談者が少ないため実施方法の見直しを図ります。社協窓口や電話により随時相談を受け付ける体制を強化するとともに、地域に出向いての相談事業を試験的に実施し、成果をみながら相談体制を充実していきます。</p> <p>また、指定管理により管理運営している各施設における相談体制を充実します。</p>				
実績	<p>●心配ごと相談（週1回、溝沼老人福祉センター相談室）：相談件数35件</p> <p>●社協窓口、電話における随時相談</p>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	窓口、電話による相談（随時）	 周知の徹底と相談体制の充実			継続的な実施
	指定管理施設での相談体制の充実	 施設ごとでの相談体制の充実			職員一人ひとりが総合的に相談を受けられる体制づくり
		 職員間の連携の強化（相談内容の共有等）			
地域に出向いての相談	 モデル地区での実施・検証		 実施地域の拡充		地区社協単位での相談体制の構築

※上記すべて、社協主体事業

社協



### 3-2 住民を支援するサービスの充実

#### 〔現状と課題〕

介護保険など、公的サービスは充実していますが、サービスの対象とならない人や、制度上のサービスだけでは充分でない人もおり、社協では、公的福祉サービスの他に、市民が担い手となる市民参加型のサービスを提供しています。主なサービスは、協力員による「ふれあいサービス」や「歳末ホームクリーニング」、移動支援として「福祉有償運送サービス」などがあります。

近年、福祉を取り巻く環境の変化が激しく、利用者ニーズは常に変化しているため、社協が実施するサービスについて、常に、点検、評価、改善していく必要があります。

#### 〔施策の展開〕

社協が実施するサービスについて、点検、評価、改善していくための“しくみ”を取り入れて、利用者ニーズを反映し、効果的にサービスを提供します。

既存のサービスの充実とともに、市民ニーズを反映したサービスを開発し、提供していきます。その際、小地域など地域に密着してサービス提供できるよう、住民と協働により、サービスを開発し、提供します。

#### 〔ここをめざします！実現したい姿（成果）〕

制度のすきまを埋めるサービスが創設され、サービス利用者は、ゴミだしや家具の移動など、日常的な支援も含め、気軽に頼むことができます。その結果、介護や介助が必要な状態になっても自立した生活が送れています。

**重点**







①既存サービスの見直し・充実					
方向性	<p>社協のサービスが、利用者ニーズを反映し、効果的に実施できるよう、実施事業を「点検・評価」「見直し」「再構築」するためのしくみを構築します。具体的には、毎年、社協内部で他部署の事業を客観的に評価する手法を導入します。</p> <p>また、個別の事業にとどまらず、社協の組織基盤を全体的に点検し、長期的な見通しに立ちながら、計画的に改善していくために、「社協発展・強化計画」を作成します。計画策定後は、計画の評価を前述の部署間評価の手法を用いて実施します。</p>				
実績	未実施				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	事業評価手法の導入と実施	<p>→ 試験的实施</p> <p>→ 改善・実施</p>		<p>→ 統合</p>	
	社協発展・強化計画の作成	<p>→ 研究会の立ち上げ</p>	<p>→ 策定</p>	<p>→ 実施</p>	<p>次期計画では地域活動計画と一体的に策定</p>

※社協発展・強化計画とは、社協の組織基盤・経営基盤を強化するために、地域福祉活動計画とは別に策定するもので、全国社会福祉協議会により策定指針が定められている。社協が実施している個別事業の検証、計画立案は発展・強化計画のなかで詳細に実施する予定。

※上記すべて、社協主体事業

**社協**

**重点**

②新たなサービスの創設					
方向性	<p>既存の福祉サービスの対象とならない人や、既存のサービスだけでは充分ではない人のニーズに対応するため、新たなサービスの開発を進めます。具体的な方法の一つとして、市が実施している介護予防事業等と連携し、特定高齢者のチェックリストなどを活用しながら、サービスを必要とする人の把握と必要なサービスの提供を行います。</p> <p>今後、高齢化に伴いサービス利用者は増加していくことが想定されるため、住民との協働による住民参加型サービスや、小地域など地域ごとに行うサービスについて検討を進めます。</p>				
実績	<p>●住民参加型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいサービス（2,883人）</li> <li>・ホームクリーニング（44世帯）</li> <li>・福祉有償運送サービス（597人）</li> </ul>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	サービスの研究と開発	 ニーズ把握にもとづいたサービスの開発と提供			継続的な研究とサービスの開発
	社協	 特定高齢者チェックリストの活用			
	住民参加型サービスの充実	 サービス提供者の育成・確保			利用者ニーズに応じた事業メニューの充実
社協					
小地域単位で提供するサービスの開発	 モデル地区での研究	 モデル地区での実施 (※)	 事業標準化と他地区での実施	地区社協単位での実施	

※モデル地区での実施については、地区の意向を重視し、強制的に実施するものではありません。

## 4. 応援します！ 必要な情報の入手と福祉理解の促進

### 4-1 福祉に関する情報発信の強化

#### 〔現状と課題〕

福祉意識を醸成するとともに、社協の活動や福祉サービス、交流事業などを広く情報発信するために、広報「社協あさか」やボランティアニュース「ふれあい」を発行しています。しかし、発行部数が充分ではなく（社協あさか：40,500部、ふれあい 1,700部）、読者が限定されています。また、発行回数が少ないことから、内容が限定的になり、読者の興味を惹く内容を十分に盛り込めていない状況です。

また、情報化社会に対応するために、ボランティアセンターのホームページを平成16年度より開設しています。しかし、内容の更新が少なく、最新の情報を知りたいという市民ニーズに答えられていません。今後、定期的な更新と内容の充実を図っていく必要があります。社協のホームページは平成19年度末に開設するため、定期的な更新、内容の充実が求められます。

広報、ホームページなどで社協についての情報発信を行っていますが、アンケートや団体ヒアリングを通じて、「社協の活動が見えてこない」「社協のサービスがわからない」など、社協の役割やサービスについてPRの必要性が指摘されました。また、「社協のことを積極的にPRすることにより会員を増やす努力が必要」などの声も寄せられました。今後、住民や関係団体と協力しながら地域福祉活動を展開していくためには、社協そのものの存在を理解してもらうこと、そして、社協が提供しているサービスや社協が抱える資源（人材、場所、財政的な支援など）をより積極的にPRしていく必要があります。

#### 〔施策の展開〕

広報誌、ホームページなどの情報媒体はもとより、地域に出向いての、福祉についての情報提供や社協活動のPRなどを積極的に行います。

#### 〔ここをめざします！実現したい姿（成果）〕

様々な方法で、情報提供が行われ、福祉についての情報が地域に行き渡っています。また、社協への理解が深まり、会員や社協活動への協力者も増えています。

①広報・PRの強化					
方向性	<p>福祉についての情報を発信するため、広報「社協あさか」や社協ホームページを充実します。「社協あさか」は、今後、編集経験者など市民の協力をあおぎ、市民に読んでいただける紙面構成となるよう工夫を重ねます。また、地域情報を盛り込むなど内容の充実を図ります。</p> <p>従来からあったボランティアセンターのホームページに加え、社協本体のホームページも平成19年度末に開設します。内容の充実はもとより、定期的な更新により、常に新しい情報を提供していきます。</p> <p>社会福祉協議会の活動については、市民や関係団体等に十分な理解が得られていない面があるため、地域で活動する関係機関等の会合や、小地域活動など地域に積極的に向かい、社協活動のPRに努めます。</p>				
	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報「社協あさか」(年4回、40,500部発行)</li> <li>●社協ホームページの開設(平成19年度末開設)</li> <li>●関係団体等の会合に向かいのPRを実施</li> </ul>			
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	広報「社協あさか」の充実	紙面の充実 発行回数の検討	紙面づくりへ参加		編集の専門家の意見を取り入れた紙面の刷新
		編集協力の呼びかけ			
	ホームページの充実	定期的な更新による内容の充実			継続的に更新
出前型広報の充実	積極的に向かい、社協活動や小地域活動などについてPR			継続的に実施	

※ボランティア関連の広報については、1-2「①ボランティアへの参加促進」に掲載

※上記すべて、社協主体事業

社協

## 4-2 福祉への理解の促進

### 〔現状と課題〕

福祉への理解を深めていけるよう、「福祉教育講座」や、教職員向けの「福祉教育研修会」、障害のある児童の保護者から話を聴く「放課後児童クラブ講演会」など各種講座の開催や、音楽を通じて様々な人が一緒に楽しむ「療育音楽」など交流を主体にした啓発活動を実施しています。

最近では療育音楽、スポーツレクリエーションなど、楽しみながら交流できる事業を増やしていますが、「参加者が少ない」「参加者が固定しがち」などの課題もあり、実施方法の工夫改善が必要となっています。

### 〔施策の展開〕

子どもの頃から福祉に触れ、体験する環境が提供できるよう、大学など教育関連機関や当事者団体などの協力を得て、福祉理解を促進するためのプログラムを開発し、提供します。

### 〔ここをめざします！実現したい姿（成果）〕

子どもの頃から福祉に触れる機会が増え、福祉への理解が進んでいます。



①福祉教育の充実

方向性	<p>市民が福祉についてや、障害者や高齢者、子育て世代等への理解を深めていけるよう、福祉教育・啓発活動の充実を図ります。</p> <p>特に、子どもの頃から、福祉やボランティア活動、地域活動とふれあう機会を増やしていくため、小中学校など教育機関と連携した学習機会の提供や、親子で参加できる体験学習の実施など、子どもが参加しやすい環境をつくります。</p> <p>また、プログラムの開発・提供にあたっては、市内の大学等と連携や、当事者に講師になっていただくなど、従来の発想・枠組みを超えて、内容の検討を行います。</p>				
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉教育講座（「福祉の心」を育むことを目的に開催）</li> <li>●福祉教育研修会（教職員向け）</li> <li>●放課後児童クラブ講演会</li> <li>●療育音楽（全ての人対象）</li> <li>●出前講座の実施 など</li> </ul>				
事業計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度	長期展望
	啓発事業の充実	→			継続的な実施
	教育機関、当事者等と連携した啓発	→			啓発プログラム、体験プログラムに関するノウハウの蓄積と体系的な実施
		→			
出前型の啓発	→			継続的な実施	

※交流を通じての意識啓発、理解の促進については、2-2「①イベント等を通じた交流機会の充実」に掲載

※上記すべて、社協主体事業

社協

## IV. 推進体制

計画を円滑に推進し、地域福祉活動が効果的・効率的に展開されるよう、関係機関や住民参加による計画推進組織を設置します。

### ①朝霞市地域福祉活動計画推進会議の設置

市民、関係機関などからなる評価・推進組織「朝霞市地域福祉活動計画推進会議」（以下、推進会議という）を設置します。

20年度は、計画策定委員会を推進会議として位置づけます。

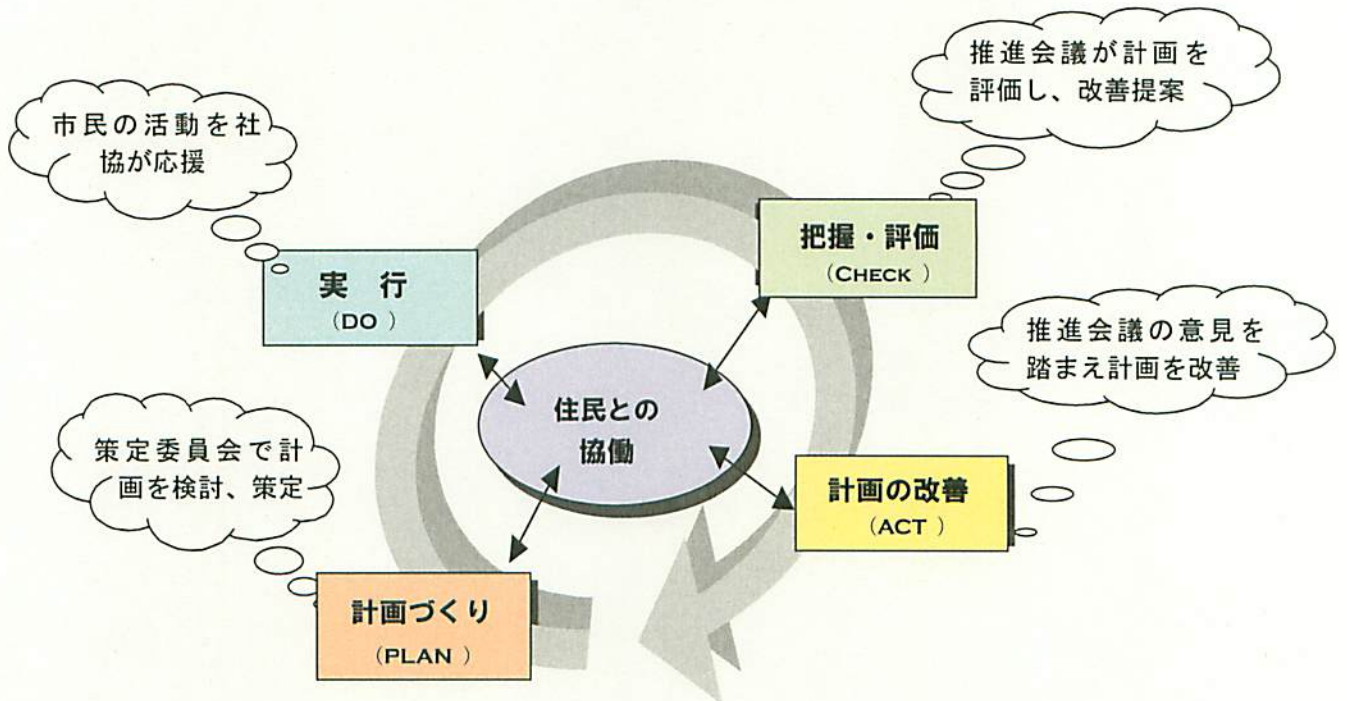
21年度以降については、小地域ネットワーク等の活動状況を踏まえ、参加者を増すことを含め再検討します。

### ②進行管理のしくみづくり

地域福祉活動計画を実効性のあるものとして推進していくために、社協は年度ごとに、計画で示す施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、広く公表すると同時に、推進会議に報告します。

### ③推進会議の役割

社協からの報告を受けて、推進会議では、進捗状況・事業成果等を評価し、また、新たな課題や今後の取り組みの方針について社協に意見を提示します。



## 参考資料

### ◆ 計画策定委員会設置要綱

#### 朝霞市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成19年1月23日

朝社協要綱第21号

#### (設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が、朝霞市における地域福祉の推進を目的として、様々な福祉課題の解決を図るための活動・行動計画を策定するために「朝霞市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

#### (委員)

第2条 委員会の委員は、町内会・自治会、民生・児童委員協議会、朝霞市地域福祉計画推進市民委員、ボランティアグループ等から協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (委員の定数)

第3条 委員会の定数は、別紙、委員会名簿に定めるところによる。

#### (会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

#### (審議結果)

第5条 審議結果については、速やかに会長に報告するものとする。

#### (情報公開)

第6条 委員会における審議内容等は、会長に報告し、了承を得て公表する。ただし、会議は、会長が認める場合を除き非公開とする。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉課地域福祉係において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成19年1月23日から施行する。

◆ 朝霞市地域福祉活動計画策定委員（14名）

所 属	氏 名
町内会・自治会	鈴木 昭 八
	橋 本 繁
	石 原 和 紀
	松 田 忠 男
民生・児童委員協議会	久 瀬 逸 子
	土 佐 隆 子
朝霞市地域福祉計画推進市民委員	蒲 田 秀 男
	増 田 さ え 子
ボランティアグループ等	関 口 博 子
	田 所 裕 子
	野 本 道 子
防災士	浅 川 俊 夫
市役所職員	長 谷 修
	大 高 亮

## ・用語解説

### ・民生委員・児童委員 3ページ

民生委員・・・民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けて住民の要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障害者等の訪問や相談などの支援を行う民間のボランティア。

児童委員・・・児童福祉法において民生委員と同時に兼ねることとされ、児童問題に関わる行政機関や、児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや各種相談・援助を行う。

### ・NPO法人 5・15ページ

平成10年(1998年)に制定された特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を与えられた、行政・企業とは別にボランティア活動をはじめとする、市民が行う自由な社会貢献活動をする非営利の民間組織をいう。

### ・協働 9ページ

市民や社会を構成する多様な主体(企業や民間組織等)と行政が、責任と役割分担を相互に自覚し、共通の目的を達成するために、対等の関係で協力しながら活動すること。

### ・指定管理者制度 14ページ

住民サービスの向上を図ることを目的に、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が公の施設を民間の能力を活用して、管理運営するもの。

### ・市民活動支援ステーション 15ページ

NPOなどの市民活動に関する調査及び研究・相談・情報の収集・情報提供などを通じて市民活動団体を支援する朝霞市の施設。

### ・介護保険制度 17ページ

40歳以上の全員が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要とされたときは、費用の一部(原則一割)を支払い、介護サービスを利用する仕組み。

### ・障害者自立支援法 17ページ

障害種別(身体・知的・精神)にかかわらず、必要なサービスを利用できるように仕組みを一元化して施設・事業が再編された。利用者の状況により希望に応じたサービス体系を利用者が選ぶことが出来るようになり、利用したサービスの量や所得に応じた負担を行う。市町村が一元的にサービスを提供する。

### ・ニーズ 17ページ

要望、要求、ここでは福祉サービスについての要望のこと。

・地区社協（社会福祉協議会） 21ページ

行政区や学校区単位など、小地域の福祉活動推進を目的に社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域で活動する諸団体や住民に呼びかけて組織する。主な活動内容は、サロン活動や見守り活動、災害時の支援等地域の実情に即した活動で、地域住民が自主性・自発性を大切にしながらその運営を行うもの。

・ふれあいいいききサロン 22ページ

高齢者や障害者、子育て中の親など、地域住民の誰もが気軽に入出りできる地域の集いの場。地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが共に企画・運営していく楽しい仲間づくりの活動。

・ボランティアセンター 23ページ

ボランティア活動の推進・支援のため、ボランティアコーディネーターを配置し、活動の情報把握・提供・啓発普及や活動機会の提供といった、活動する個人・団体への支援や、活動団体と推進機関とのネットワークづくり・研修や講座の開催を行う機関。

・ボランティアアドバイザー 23ページ

自身もボランティア活動をしていて、これからボランティア活動をしようとする人やすでに活動しているボランティアに対し、同じ立場で相談にのる人のこと。また、ボランティアに関する情報の伝達や、活動のきっかけづくりの手助けする役割も果たす。

・ボランティア 23ページ

「志願者」を意味し、報酬を目的とせず、労力、技術、時間を提供して地域社会に貢献する社会活動を行う組織や個人のこと。

・自主防災組織 29ページ

大規模災害に備えて町内会、自治会単位で防災訓練等を行い、地域住民が中心となり有事の役割分担や行動内容を決めて組織化したもの。

・日常生活自立支援事業（安心サポートねっと） 36ページ

判断能力が不十分なため、生活の援助を必要とする高齢者や障害者（知的・精神）に対して、日常的な金銭管理や財産管理などを支援するサービス。

・第三者評価システム 39ページ

第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、結果を公表するしくみ。

**朝霞市地域福祉活動計画**

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

〒351-8560

埼玉県朝霞市大字浜崎 51-1

総合福祉センター内

電話 (048) 486-2485 FAX (048) 486-2480

平成 20 年 3 月